

高根沢町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定の概要について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体における個人情報保護制度は、法に基づき取り扱われることとなりますが、議会は法の適用対象外とされています。

しかしながら、町議会においても引き続き個人情報の保護に取り組む必要があることから、新たに高根沢町議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものです。

2 制定内容

- ・この条例の制定目的、用語及び議会の責務について定めます。（第 1 章）
- ・町議会における個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限その他必要な事項を定めます。（第 2 章）
- ・町議会が保有する個人情報ファイルに関し、その作成、適用除外その他必要な事項を定めます。（第 3 章）
- ・町議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関し、その手続き、開示義務、開示決定等の期限、開示請求手数料その他必要な事項を定めます。（第 4 章）
- ・開示決定等に係る審査請求に関し、高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会への諮問その他必要な事項を定めます。（第 5 章）
- ・正当な理由がない場合に個人情報の提供をした場合等に係る罰則について定めます。（第 6 章）

3 施行日

令和 5（2023）年 4 月 1 日